

愛媛県立新居浜商業高等学校の運動部活動に係る活動方針

本方針は、スポーツ庁が平成 30 年 3 月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」（平成 30 年 6 月）に則り、生徒の健全な成長や教師の業務負担の軽減に資するために定めるものである。

1 基本方針

- (1) 運動部活動は、教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動で、人間形成に極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、計画的に実施する。
- (2) 全教職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図れるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 運動部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、事故の未然防止のための施設・設備の点検、生徒の心身の健康管理及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 熱中症事故防止の観点から、気象庁の高温注意情報や環境省の暑さ指数等の情報に十分留意し、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等も参考に、気温・湿度などの環境条件に配慮する。その際、活動時間の変更や活動の中止等も視野に入れて柔軟に対応する。
- (3) 運動部顧問が不在の場合でも、無理のない安全な練習メニューを提示するなど安全配慮義務を徹底し、自主的・自発的に活動できる生徒を育成する。

4 適切な休養日等の設定

成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、本校の生徒や地域の実態及び競技の特性や活動環境を考慮するとともに、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期における活動時間に関する研究も踏まえ、効率的な運営を心掛ける。

- (1) 週当たり 2 日以上 of 休養日を設けることを目標とする。なお、重要な大会前、大会参加、計画的な遠征・合宿・教化練習等により目標とする休養日数を取ることができない場合は、定期考査及びその発表中、長期休業中、シーズンオフ等を活用し代替の休養日を設けるなどにより、可能な限り年間で週当たり 2 日以上 of 休養日を設けるよう努める。
- (2) 1 日の実質の活動時間は、一年間の平均で、平日は 2 時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は 3 時間程度を目安とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うよう努める。ただし、大会参加時や練習試合など特別な場合は除く。

5 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- (1) 校長は、各運動部が参加する大会等の把握に努め、生徒の教育上の意義及び生徒や部活動顧問の負担が過度にならないことを配慮して、参加する大会等を精査する。
- (2) 校長は、少子化に伴い、本校だけでは特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、合同部活動等の取組を推進する。